滋賀県産後ケア事業実施要領

（目的）

第１　滋賀県内の産後ケア事業は、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（平成26年5月30日付け雇児発０５３０第２号厚生労働省雇用均等･児童家庭局長通知）に基づき，出産直後の母親が，身近な地域で安心して育児を開始し，子どもが健やかに成長できるよう，母子への心身のケアや育児等の支援を目的とする。

（実施主体）

第２　本事業の実施主体は滋賀県内の市町とし、各市町の状況に合わせて実施を行うこととする。

（利用対象者）

第３　本事業の利用対象者は、出産後一年を経過しない女子（流産や死産を経験した女性を含む）及び乳児とし、そのうち、家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない者であり、次の（１）又は（２）に該当する者とする。

ただし、利用を希望する者は事前に市町に申請や相談等を行うこととし、利用対象者は市町が面接や訪問等により本事業が必要と判断した者とする。病院等への入院を要する者を除く。

（１）産後に心身の不調又は育児不安等がある者

（２）その他に特に支援が必要と認められる者

（実施施設）

第４　本事業を実施する施設は、産婦人科医療機関、助産所、その他に事業が実施可能な施設とし、次の（１）～（４）を満たす施設とする。

（１）本事業を行うサービス提供者は、保健師、助産師又は看護師とし、事業実施時間中は、これらの専門職が１名以上勤務していること。

（２）本事業を行うサービス提供者は、当事業に必要な十分な知識と技術を持つこと。なお、県および関係機関が行う研修を受講することを条件とする。

（３）本事業を実施する施設は、本要領における内容を満たす施設として、滋賀県産後ケア事業実施施設基準により、県にその内容について提出すること。

内容を満たし、条件が整っている施設においては、県が一覧にして県内市町に情報提供を行うこととする。

（４）助産所やその他の実施可能施設においては、産婦人科医療機関との連携体制があること。

（５）実施可能施設の届出は、毎年実施することとする。

（事業内容）

第５　本事業は，前条に規定する母子に対し，次の各号に掲げるサービスを実施するものとする。

（１）短期入所（ショートステイ）型

医療機関や助産所等において、利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、下表の区分に基づくサービス内容の提供により，心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

（２）通所（デイサービス）型

医療機関や助産所等において、来所した利用者を日帰りで施設利用させ，下表の区分に基づくサービス内容の提供により，心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するとともに，育児に資する指導等を実施する。

（３）居宅訪問（アウトリーチ）型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">サービス内容</th></tr>
<tr><td>短期入所（ショートステイ）型
（利用期間は、原則７日間以内。）</td><td>原則、利用開始時刻から 24 時間以内の利用を１日とし、右欄のサービスについて、対象者と相談し、提供する</td><td rowspan="3">１　母体管理及び生活面の相談・指導
２　乳房に関する相談や指導
（簡単な乳房マッサージを含む）
３　発育及び発達のチェック
４　体重及び排泄のチェック
５　食事の提供
６　授乳方法に関する助言・指導
７　沐浴の実施及び方法に関する助言・指導
８　在宅での育児に関する相談・指導
９　カウンセリング等の心理面のケア
10　その他必要とする保健相談・指導

＊その他、必要に応じてオプション設定を行う

＊医師の診察が必要な場合は、本事業の対象外</td></tr>
<tr><td>通所（デイサービス）型</td><td>原則、８時間以内の利用を１日とし、右欄のサービスについて、対象者と相談し、提供する</td></tr>
<tr><td>居宅（アウトリーチ）型</td><td>利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。安全面・衛生面に十分配慮すること。</td></tr>
</table>

（総事業料金）

第６　産後ケア事業にかかる実施施設の料金（費用の総額）は、表のとおりとする。

一日あたりの金額	短期入所（ショートステイ）型	通所（デイサービス）型
令和４年３月 31 日まで	30,000 円	15,000 円
令和４年４月１日から	32,000 円	16,000 円

（その他）

第７　その他に必要な事項は、妊産婦ケア検討会にて内容の検討を行う。

付　則　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則　この要綱は、平成２９年６月６日から施行する。

付　則　この要綱は、令和３年７月１５日から施行する。